



# 鳥取県公報

平成16年 4月26日(月)  
号外第70号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (51) (出納室) ..... 1
------------	--

## 規 則

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲に、次に掲げるものの料金の支払に関する事務を加えることとした。(第2条関係)
  - (1) 日野総合事務所庁舎に事務所を有する機関が使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料
  - (2) 日野総合事務所庁舎に事務所を有する機関が設置する電話
- 2 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第51号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則 (昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

## (事務の範囲)

第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。

(1) 部又は機関(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。)のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するものが使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務

(2)及び(3) 略

(4) 部又は機関のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するものに設置する電話の料金の支払に関する事務

(5)~(8) 略

## (事務の範囲)

第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。

(1) 部又は機関(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。)のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎及び八頭総合事務所庁舎に事務所を有するものが使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務

(2)及び(3) 略

(4) 部又は機関のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎及び八頭総合事務所庁舎に事務所を有するものに設置する電話の料金の支払に関する事務

(5)~(8) 略

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第2条の規定は、平成16年度分の予算から適用する。